

合併による

保健事業と 保育の充実

平成 17 年度から

健康診査(検診)料と 保育料が変わります



保健 事業

健康診査(検診)

鳥取市では、市民のみならず、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康の保持・増進、病気の予防など保健事業の充実に努めています。

そのうちの主要なものである健康診査(検診)は、成人病などの早期発見・早期治療を行ううえで、とても重要です。また、診査結果により自分の体調を知り、日ごろの生活習慣を見直すうえでも大切な健康チェックのバロメータです。

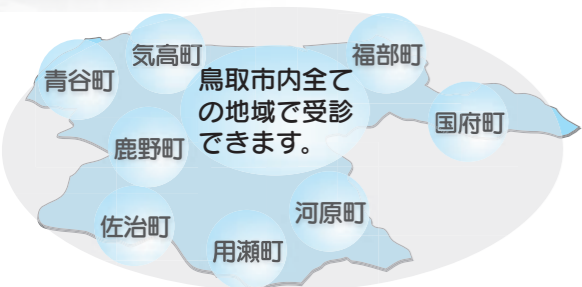
改正のポイント

平成17年度から、健康診査(検診)は、受診率の向上を図るため、自己負担の軽減と受診対象年齢の見直しを行いました。

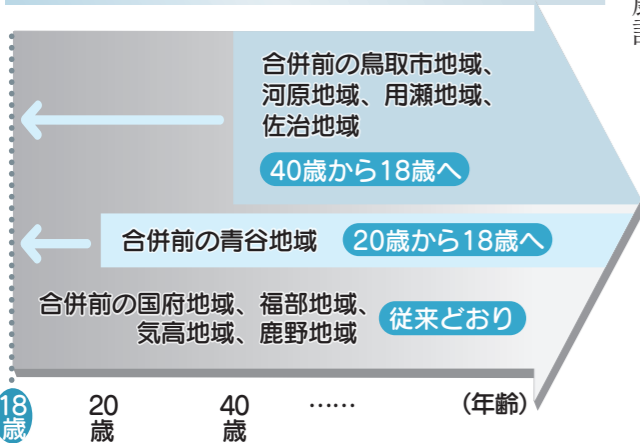
また、旧町村地域では、集団健(検)診を中心とした各地域内での健康診査(検診)に限られていましたが、鳥取市全域の医療機関でも受診できるようにになります。

基本健康診査

合併前の鳥取市地域を含む4つの地域では、基本健康診査の対象年齢が18歳以上に拡大されます(図1)



基本健康診査の対象年齢が18歳以上に拡大されます(図1)

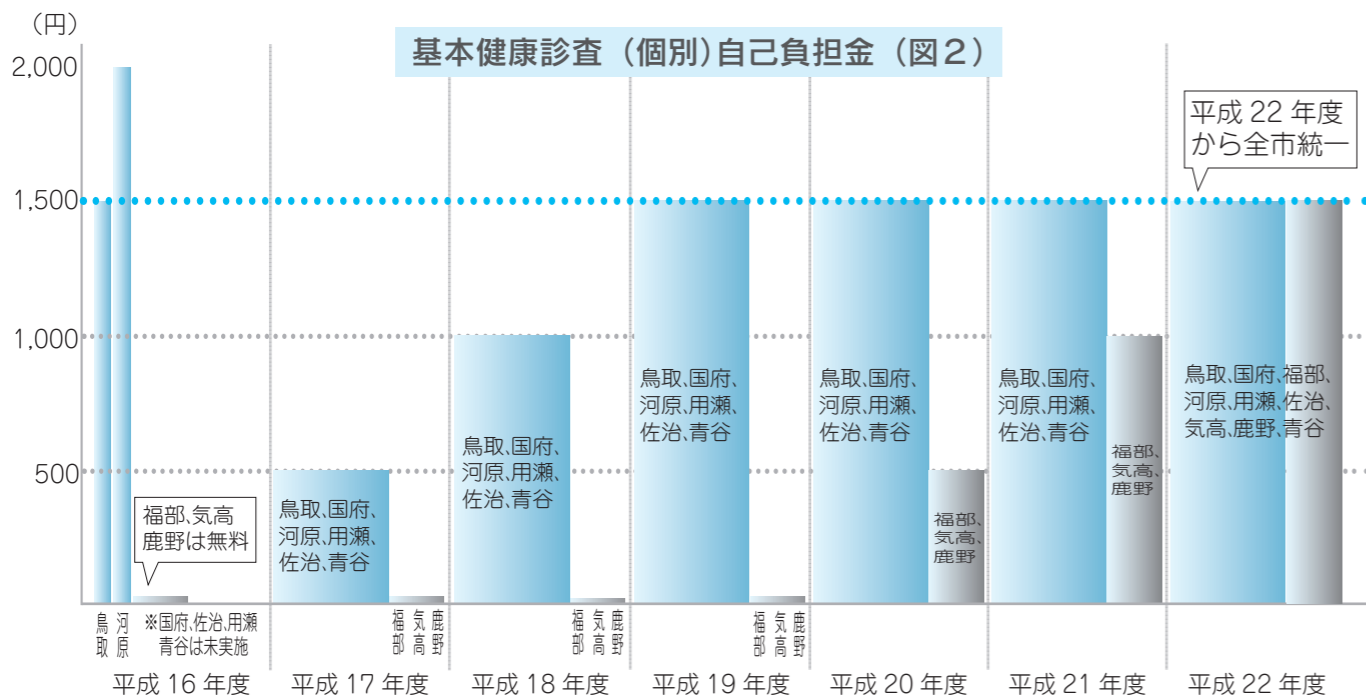


査の対象年齢は40歳以上でしたが、18歳以上に拡大し、全市域で統一します(図1参照)。

また、そのうち個別健診の自己負担金は、合併による調整措置(2年間)として、17年度は500円、18年度は、1000円、19年度以降は、1500円になります。

※無料で行っていた福部町、気高町、鹿野町地域は、19年度までは現行のとおりとし、20年度から負担調整措置を行います(図2参照)。

基本健康診査(個別)自己負担金(図2)



基本健康診査(集団)自己負担金

平成17年度から一律500円になります。ただし、福部町・気高町・鹿野町・青谷町地域は、19年度までは現行のとおりとし、20年度から500円となり全市統一されます。